

建設コンサルタントを技術力で選ぶ
～社会資本の品質確保のために～

社団法人 建設コンサルタンツ協会

JCCA

1

社会資本の品質確保のために

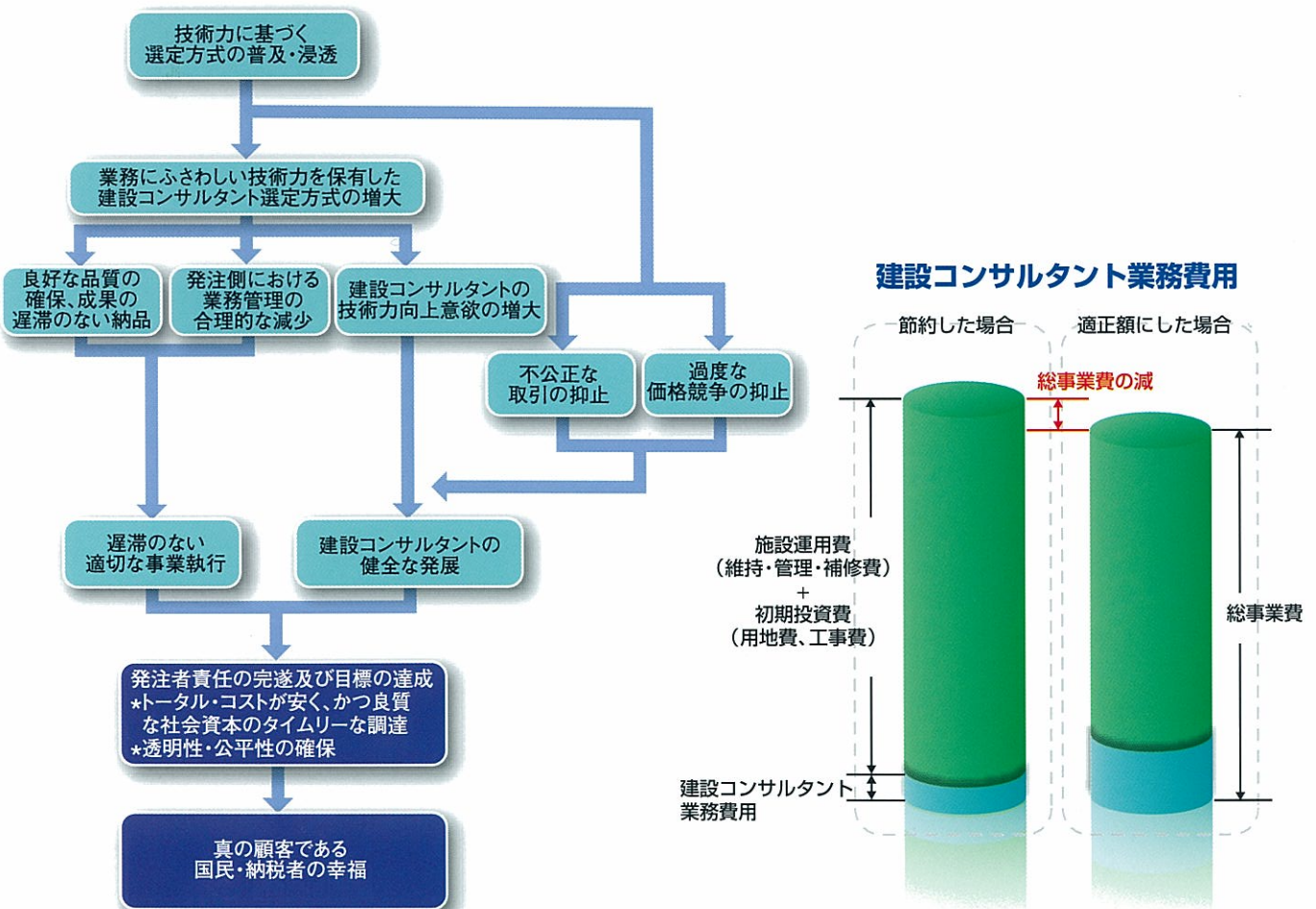
建設コンサルタント業務の品質が社会資本の品質を左右します

- ◆平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」）が施行されました。品確法では「公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たす」とされています。
- ◆調査及び設計業務の大半は、建設コンサルタントが担っています。すなわち、建設コンサルタント業務の品質が極めて重要であるということが、法律に明記されたわけです。このことは従来からの共通認識ではありますが、法律で明記されたことは大変重い意味を持つと考えます。

建設コンサルタント業務の品質確保には「技術力に基づく選定」が不可欠です

- ◆建設コンサルタント業務は既にできあがったものを調達するのではなく、業務遂行の方法論や成果品の質は、担当する建設コンサルタントによって大きく異なります。したがって技術力に基づいて建設コンサルタントを選定することが、建設コンサルタント業務の品質の確保には不可欠です。
- ◆また、調査及び計画・設計段階で質の高い成果を生み出すことにより、結果的に社会資本のライフサイクルコストを縮減させることができます。

技術力に基づく選定と国民の幸福のスキーム



2

技術力に基づく選定とは

技術力に基づく選定方式としてはプロポーザル方式が最も一般的です

- ◆プロポーザル方式は、発注者からの要請に対して、建設コンサルタントが業務実施体制、担当する技術者の資格・経験・実績、技術的提案などからなる技術提案書を提出し、この技術提案書を発注者が評価し、業務を実施する建設コンサルタントを選定するものです。
- ◆我が国では、このプロポーザル方式が最も一般的な「技術力に基づく選定方式」として採用されています。

プロポーザル方式にはいろいろな形態があります

- ◆対象企業を公募とするか指名とするか、また技術提案書で求める提案の内容の簡易、非簡易によって、基本的に4つのタイプに分類されます。

提案内容 対象	総合評価型	簡易評価型
指名型	○	○
公募型	○	△

- ◆総合評価型：予定技術者の能力、実績等に加えて、業務実施手法などの技術提案を求めて、これらの総合評価による方法

- ◆技術者評価型（簡易評価型）：技術提案を求めず、予定技術者の能力、実績等の評価を主体とする方法

- ◆これらを業務の特性により適切に使い分けることによって、建設コンサルタントの効率的・効果的な事業遂行選定が可能となります。

- ◆国土交通省では総合評価型と簡易評価型の使い分けの基準として、その業務遂行に必要な能力を

- ①専門知識・技術、
- ②知識を活用するに必要な構想力・応用力の2つに分けて、その座標軸で領域を区分しています。

- ◆当協会では、基本的にはこの考え方に則りながら、プロポーザル方式による選定を原則とすることを提案しています。



全ての建設コンサルタント業務が技術力に基づく選定の対象です

- ◆得られる機能・性能が一定であれば、最も安価なものを選定するのは市場の原理として当然です。
- ◆しかしながら、建設コンサルタント業務はできあがったものを調達するのではないため、担当する建設コンサルタントによって成果は大きく異なります。比較的単純に見える設計業務についても同様です。
- ◆従って、全ての建設コンサルタント業務は、価格ではなく技術力でその担当者を選ぶ必要があります。価格競争入札方式は極めて特殊な場合に限定されると考えます。

簡易評価型のプロポーザル方式について

- ◆国土交通省ではこのタイプのプロポーザル方式を「技術者評価型」と称しています。名称の通り、担当予定技術者の業務実績・成績を重視するものです。技術者評価型の技術提案書に記述する内容を右表に示します。
- ◆地方自治体における数多くの業務において、このタイプの適用を提案します。

<技術者評価型技術提案書の項目・内容>

- 1 業務実施体制
 - ・管理、照査及び担当技術者
 - ・再委託等の場合の業務内容等
- 2 予定技術者の経歴等
 - ・予定技術者の経歴等
 - ・管理技術者の同種又は類似業務の実績
- 3 業務への取組み姿勢
 - ・業務着眼点・実施方針（A4サイズ1枚）
 （平成12年12月6日 国土交通省発通達）

3 プロポーザル方式の採用実態

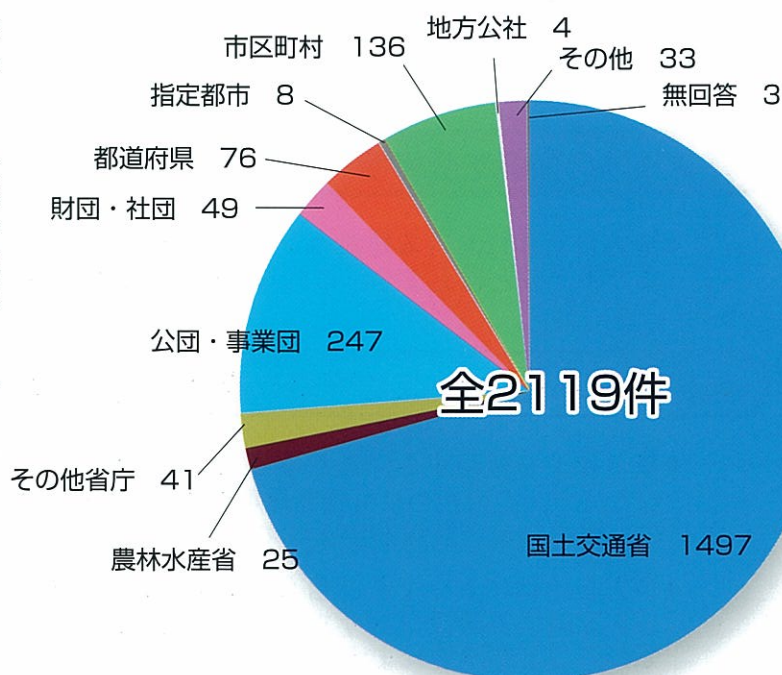
プロポーザル方式採用の効果が明らかになりつつあります

- ◆国等のプロポーザル採用実績を踏まえて、発注者側から発注～選定段階や業務管理段階で以下のようなプロポーザルの効果があるとの声が挙がっています。

段 階	プロセス及び成果における好結果の事例
発注～選定～段階	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する理解度が高く、適切な体制、優秀な人材の配置の企業を選定できた。 ・企業の提案や見積りを踏まえて契約ができた。 ・業務の目的・課題等、発注者側でも事前に理解が充分進んだ。
業務管理～段階	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に業務の目的や課題が相互に十分認識されているため積極的な提案が得られ、円滑な業務遂行がなされた。
成果納入～段階	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨がよく理解され、かつ自覚を持った業務遂行により、工期内に満足のいく成果が得られた。

残念ながら、地方自治体ではプロポーザル方式は十分普及していません

- ◆国では相当のプロポーザル普及率を示していますが、地方自治体で大変少ない実績となっています。
- ◆右図は平成15年度業務を対象としたプロポーザル方式による発注機関別受注件数ですが、都道府県から地方公社までの地方自治体関連計では224件と全体2,119件の10%に止まっています。
- ◆地方自治体におけるプロポーザル方式の適用拡大が強く望まれます。



4

地域主体コンサルタントや 特定分野専門コンサルタントの活用

プロポーザル方式活用の基本的考え方

- ◆プロポーザル方式は、企業の大小やその所在に関係なく、その業務にふさわしい技術力を保有していれば、参加し特定されうる方式です。業務の特性によって必要となる資格、業務経験、情報収集力、地域精通度などの技術力は異なります。
- ◆発注者においては、コンサルタントが有する特色が活かせるような参加要件や評価方法の設定をお願いします。

地域精通度を評価し、地域主体コンサルタントを活用する

- ◆地域に密着して展開している地域主体コンサルタントの特徴は①「地域精通度」に長けていること、②発注者に近いことを活かしたキメの細かいサービス等にあります。地域精通度のプロポーザル方式における評価は、
 - ・ある限定された地域での（同種類似業務の）業務実績
 - ・地域の抱えている特性や課題に対する、その地域の歴史・風土や文化の理解を踏まえた適確な対処法や解決方法の提示等によるものと考えられ、これらの適切な要請と評価により、地域主体コンサルタントの活用が促進されると考えます。

共同設計方式の活用も考えられます

- ◆国土交通省では公募タイプの業務において業務分担方式を前提とする共同設計方式を制度化しています。地方自治体においても同様なシステムを採用し、複数の専門コンサルタントあるいは地域主体コンサルタントと全国展開コンサルタントの協働を図ることも可能です。

5

プロポーザル方式を円滑に進めるために

指名基準の整備を進める

- ◆地方自治体における建設コンサルタントの指名基準は、基準の整備とその開示の面でまだまだ不十分と言えます。これらについて適切な整備と開示が必要と考えます。

業務実績データベースの整備を進め、それを活用する

- ◆指名基準を運用するにあたっては、建設コンサルタント企業や技術者個人の評価が必要になります。そのためにも現在運用されている測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の一層の充実と活用が望まれています。
- ◆地方自治体においても、自らの業務実績情報をTECRISへ登録するとともに、プロポーザルを要請する建設コンサルタント企業の選定、及び担当技術者の評価にTECRISを活用していくことが望まれます。

建設コンサルタント業務において、発注者支援方式を活用する

◆価格競争入札方式に比較し、プロポーザル方式では「発注関係事務」が若干複雑になってきます。品確法でも示されているように、その対応が現状の技術職員等で十分できない場合は、アウトソーシングする必要があります。その対象としては建設コンサルタントが最適と考えます。

発注者支援が必要とされる場面と内容

場面	支援内容
業務内容と量の概定	・業務委託方式 ・仕様書・設計書の作成 ・予定価格・積算資料の作成等
発注の支援	・企業及び技術者の評価 ・プロポーザルの評価 ・業務の監督 ・業務の対外説明
成果の評価	・成果品検査 ・事後評価

6 建設コンサルタンツ協会の活動

協会のプロポーザル方式普及活動

- ◆建設コンサルタンツ協会はプロポーザル方式の普及のために、支部を含めた協会全体として様々な活動を展開しています。
- ◆協会ではプロポーザル方式の詳細な解説資料として「プロポーザル方式が『良質』へ導く」(H15.9)を用意しています。
- ◆協会は、これらの資料を活用した研修会や勉強会を開催しております。研修会や勉強会への講師派遣の要請をお待ちしております。
- ◆品確法の施行にともない、協会は建築3団体とともに、理念法である品確法が実効性を持って運用されるように、平成17年6月に「基本方針の早期策定」や「技術力に基づく選定」などの8つの提言を行っています。

社団法人 建設コンサルタンツ協会

本部 〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目6番地 相互麹町第2ビル
TEL : 03-3239-7992 FAX : 03-3239-1869
URL : <http://www.jcca.or.jp> E-mail : info@jcca.or.jp